

# 企画競争説明書

業務名称：ブルキナファソ国学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト

調達管理番号： 20a00229

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年8月19日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年8月19日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブルキナファソ国学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修（または本邦招へい）にかかる報酬及び直接経費については、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年11月 ～ 2024年10月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2020年11月 ～ 2022年8月

第2期：2022年9月 ～ 2024年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

##### 【第1期】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

##### 【第2期】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 角河佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

人間開発部 基礎教育グループ

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同

じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定

する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年8月28日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年9月3日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年9月18日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - 本邦研修に係る経費
    - 広報に係る経費
    - ベースライン及びエンドライン調査に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 本邦研修に係る経費： 4,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 =0.18875 円
  - b) US\$ 1 =105.013 円
  - c) EUR 1 =123.448 円
- 5) その他留意事項
  - a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。
  - b) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対

象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／教育開発 1
- b) コミュニティ参加型学校運営
- c) 算数教材開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 50.9 M/M (第1期: 28.9M/M、第2期: 22.0M/M)

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年10月6日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること  
イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定

個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：コミュニティ参加型学校運営に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／教育開発1
- コミュニティ参加型学校運営
- 算数教材開発

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／教育開発1）】

- a) 類似業務経験の分野：教育開発に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フランス語圏アフリカ及び全途上国
- c) 語学能力：フランス語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 コミュニティ参加型学校運営】

- a) 類似業務経験の分野：コミュニティ参加型学校運営に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フランス語圏アフリカ及び全途上国
- c) 語学能力：フランス語

【業務従事者：担当分野 算数教材開発】

- a) 類似業務経験の分野：算数教育（特に算数教材開発）に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フランス語圏アフリカ及び全途上国
- c) 語学能力：英語またはフランス語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話やSkype等によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	<b>(26)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／教育開発1</u>	<b>(21)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(5)</b>	<b>(10)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	<b>5</b>	<b>5</b>
イ) 業務管理体制	—	<b>5</b>
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>コミュニティ参加型学校運営</u>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>算数教材開発</u>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 9月28日（月） 10：00～12：00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

## 第3 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

ブルキナファソにおいては、初等教育の総就学率は大幅に改善した一方で（総就学率2008年73.2%、2018年96.09%）、最終学年残存率は68.8%（UNESCO、2017）にとどまっている。2014年に実施された仏語圏アフリカ諸国を対象とした学力調査（PASEC2014）では、初等第6学年の算数分野で調査対象10カ国中3位であったものの、児童の約4割が習得すべき基礎的な問題<sup>1</sup>を解けないなど、基礎学力の向上に大きな課題がある。

当国政府は2012年に策定された「基礎教育戦略開発プログラム2012－2021」（Programme de Développement Stratégique de l' Education de Base。以下、「PDSEB」という。）において、初等教育修了率を男女ともに2021年までに100%とすることを目標に掲げている。また現在策定中の次期プログラム「基礎教育及び中等教育の開発戦略計画2021－2025（PSDEBS: Plan Stratégique de Développement de l' Education de Base et de l' Enseignement Secondaire）」においても、2030年までに初等教育の総入学率及び修了率を100%とすることが掲げられる予定である。本事業の主要なアプローチであるコミュニティ参加については、教員と住民により構成される学校運営委員会（Comités de Gestion d' Ecole。以下「COGES」という。）の活動を通じて、教育のアクセスの向上や子どもの学習時間の増加を目指し、2018年に策定された「COGES自律普及国家戦略（SNAP/COGES: Stratégie national d' Autonomisation et de Pérennisation des COGES）」では、COGESの活動や能力の強化を目標に掲げており、初等教育の就学率の向上にはコミュニティレベルの住民自らが学校運営に携わるCOGESの活動が不可欠である。JICAは過去にCOGESの機能を強化するためのモデル開発<sup>2</sup>及び全国規模での設置を支援したが、設置から数年が経過しCOGESの活動が十分に実施されていない学校もあるため、COGESの活性化やモニタリング体制の構築が課題となっている。

本事業では、こうした課題に取り組むとともに、優良活動事例の特定・共有を通して、ブルキナファソ政府が目指す質の高い教育の促進に貢献するものである。

対ブルキナファソ国別開発協力方針（2018年8月）において、「成長の加速化と人的資本の強化」を基本方針に掲げ、「教育の質の向上」を重点分野と定めている。また、「対ブルキナファソJICA国別分析ペーパー」でも教育分野を重点分野とし、教育の質向上を目指した取り組みを包括的に支援することとしている。具体的には、1995年以降5次にわたる無償資金協力により小中学校建設を実施するとともに、2009年から2017年に技術協力プロジェクト「学校運営委員会支援プロジェクト（PACOGES）」フェーズ1及び2によりCOGESの全国規模での設置を支援し、コミュニティ参加の促進や教育のアクセス向上に貢献した。また、2008年から2018年にかけて「初等教育・理数科現職教員研修改善プロジェクト（SMASE）」及び「公立教員養成校実践的教育機能強化プロジェクト（PROSPECT）」により、教員の指導能力の向上に貢献した。

本事業では、これらの成果を児童・生徒の基礎学力向上に着実につなげるため、学校とコミュニティの両者がこの目標に向けて協働する総合的なアプローチを

<sup>1</sup> 数と計算（小数や割り算を用いた問題）、測定（時計、単位変換を用いた問題）、幾何（形の名前や直角・中線の問題）

<sup>2</sup> コミュニティ（保護者や地域住民）・教員・行政官が協働して子供を取り巻く課題の解決に取り組めるよう、学校運営委員会の機能を強化するためのモデル。①学校運営委員会の民主的な設立、②コミュニティと協働して学校活動計画の策定・実施、③持続可能なモニタリング体制の確立、の三つの要素からなる。

開発・試行する。具体的には、COGES活性化と持続可能なCOGESモニタリング・助言支援体制の構築に必要な関係者の能力強化を行うとともに、児童の学習改善のための教育環境促進に資する優良活動事例を特定・普及し、質の高い教育を促進することを目標とする。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト

### (2) 上位目標

ブルキナファソの全公立小学校において、学校とコミュニティの協働を強化する制度基盤が整備され、質の高い教育が促進される。

### (3) プロジェクト目標

プロジェクト介入地域の全公立小学校において、学校とコミュニティの協働を強化する制度基盤が整備され、質の高い教育が促進される。

### (4) 期待される成果

成果1: COGES活性化モデルが強化され、普及に向けて承認される。

成果2: COGESモニタリング・経験共有の持続的体制が構築され、普及に向けて承認される。

成果3: 質の高い教育を実現する優良事例（例：学校給食、女子教育、インクルーシブ教育、学習環境、校内研修支援等）が特定され、普及される。

成果4: 授業内外で活用可能な算数学習教材が作成され、承認される。

### (5) 活動

#### 【成果1に係る活動】

活動1-1: 公立小学校レベルでのCOGESの状況に関するベースライン調査を実施する。

活動1-2: COGESの民主的な設置と機能化のためのモデル案と関連文書<sup>3</sup>を提案する。

活動1-3: COGESの民主的な設立と機能化に関する講師研修を開催する。

活動1-4: COGESの民主的な設立と機能化について、学校レベルのアクター研修を開催する。

活動1-5: 強化版モデルの実施評価を行なう。

活動1-6: 機能的なCOGESの強化版モデルの承認ワークショップを開催する。

活動1-7: COGESの民主的な設立と機能化に関する関連文書を改訂する。

#### 【成果2に係る活動】

活動2-1: 地方行政レベルでのCOGES間でのモニタリング及び経験共有の状況に関するベースライン調査を実施する。

活動2-2: CCC支援によるCOGES間でのモニタリング及び経験共有に関する実施システム・関連文書の提案を行なう。

活動2-3: CCCの設置を通じたCOGES間でのモニタリング及び経験共有に関する講師研修を開催する。

活動2-4: CCCの設置を通じたCOGES間でのモニタリング及び経験共有に関するCOGESレ

<sup>3</sup> 研修マニュアルや研修ツールなどを想定している（活動1-7、2-2、2-8の「関連文書」も同様）。

ベルのアクター研修を開催する。

活動2-5：CCC支援による教育フォーラムを開催する。

活動2-6：開発されたシステムの実施状況を評価する。

活動2-7：COGES間でのモニタリング及び経験共有に関するシステムの承認ワークショップを開催する。

活動2-8：CCC支援によるCOGESモニタリング及び経験共有に関する各種文書を改訂する。

### 【成果3に係る活動】

活動3-1：学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けた実践例をレビューする。

活動3-2：学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けたアクションリサーチ活動の実施のための各種ツールを開発する。

活動3-3：学校を対象とした優良事例に関するアクションリサーチ活動を実施する。

活動3-4：優良事例に関するアクションリサーチ活動を評価する。

活動3-5：優良事例集を作成する。

活動3-6：優良事例に関するテレビ及びラジオ番組放送を行なう。

活動3-7：開発・強化されたモデルに関する経験共有ワークショップを開催する。

### 【成果4に係る活動】

活動4-1：各種算数学習教材をレビューする。

活動4-2：教材開発のためのロードマップを作成する。

活動4-3：本邦研修を通じて教材を開発する。

活動4-4：学校における教材に関するアクションリサーチ活動を実施する。

活動4-5：普及化のための教材承認ワークショップを開催する。

## （6）対象地域

ブルキナファソ国4州6県（中央州（Kadiogo県）、中央プラトー州（Kourwéogo県、Ouhritenga県及びGanzourgou県）、中央南州（Bazéga県）、中央西州（Boulkiemdé県）

## （7）プロジェクト期間

2020年11月～2024年10月を予定（計48ヶ月）

第1期：2020年11月～2022年8月

第2期：2022年9月～2024年10月

## （8）関係官庁・機関

- 1) 中央レベル：国民教育・識字・国語推進省（MENAPLN）研究統計総局（DGESS）  
※上記以外に、公教育総局（DGEFG）、学校支援調達局（DAMSSE）、財務局（DAF）、法務局（DAJC）、教育研究・イノベーション総局（DGREIP）、教育指導・養成/現職研修総局（DGEFIC）、インクルーシブ・女子教育促進局（DPEIEFG）、も関係部局となる。
- 2) 地方レベル：就学前・初等・ノンフォーマル教育州局（DREPPNF）、就学前・初等・ノンフォーマル教育県局（DPEPPNF）、基礎教育管区事務所（CEB）
- 3) 学校レベル：学校運営委員会（COGES）、保護者会/母親会（APE/AME）、小

学校校長、コミュニティ（地域住民）、コミュニケーション<sup>4</sup>代表等

### （9） 本事業の受益者（ターゲット）グループ

対象地域（4州6県）の全小学校就学児童（約2,000校、約500,000人）

## 3. 業務の目的

ブルキナファソ国「学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

## 4. 業務の範囲

本業務は、当機構がブルキナファソ政府と2020年8月に締結したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### （1）（全体関連）コンサルタント及びローカル人材の活動地域・安全対策措置

2020年6月現在、ブルキナファソにおけるJICAの安全対策措置は以下のとおりである。

- ・ 首都ワガドゥグ…業務渡航：安全管理部長承認、一般渡航：禁止
- ・ 上記以外の地域…業務渡航：禁止、一般渡航：禁止
- ・ ワガドゥグでのトランジット…業務渡航：注意喚起、一般渡航：禁止

本プロジェクトにおけるコンサルタントの主な活動地はワガドゥグ市とし、ワガドゥグ市外における活動はローカル人材（ローカルコンサルタント及びローカルNGO）を主に活用して行うこととする。

ローカル人材がワガドゥグ市外へ渡航する場合、JICA安全管理部による渡航承認が必要となるため、可能な限り前広に渡航計画を策定しJICAブルキナファソ事務所に申請を行なう。また、ブルキナファソ国内の治安情勢は悪化傾向にあり、今後の情勢次第によって本渡航承認プロセスが変更となる可能性があることにも留意しつつ、JICA安全対策措置は現地の政治・治安・社会情勢により随時変更されるため、プロジェクト活動においては最新の安全対策措置をJICAに確認すること。

ローカル人材の選定は、「ローカルコンサルタントにかかる調達の手引き」に基づき、決定することとする。教育省とはR/Dにおいて、ローカル人材の活動業務範囲について会計管理や各種会合の開催調整など業務調整面の支援をすることで合意している。

### （2）（全体関連）首都滞在者数の管理

2020年6月現在、JICAは治安情勢悪化に伴い、ワガドゥグ市外の邦人渡航について禁止しているが、首都の滞在者数について、JICA事務所員を除き30名を上限とする運

<sup>4</sup> 中央政府、州、県の下に位置づけられる行政単位。

用を行っている。最新の安全対策措置をJICAに確認しながら、現地の政治・治安・社会情勢の変化に応じ、要員派遣計画についてJICAと随時協議を行うこと。

### (3) (全体関連) JCC の開催

ブルキナファソ政府の規則では、全プロジェクトのモニタリングを年1回のレビュー委員会に集約しており、プロジェクトごとのレビューを目的とした委員会の設置は想定されていない。一方、JICAとしてはプロジェクトの実施にかかる適時且つ実質的な監理面の観点から、JCCに相当する省庁横断的な案件にひもづく委員会を立ち上げることとし、政府のプログラム中の位置づけとして、運営モニタリング技術委員会 (CTOS : Comité Technique d' Orientation et de Suivi) を年2回開催することにした。政府は同委員会の開催にかかる経費は規則上支払うことができないため、開催費用は本プロジェクト費用から支払うこととなり、先方関連省庁からの参加人数は30人程度が想定されている。なお、同委員会はJICA側のイニシアティブのもと開催される会合であり、レビュー委員会への報告を支援するためにも、レビュー委員会の直前に開催することが望ましいため、開催時期の設定にあたってはレビュー委員会の時期も考慮すること。

### (4) (全体関連) 研修の費用負担

ブルキナファソでは、開発協力機関の協力による研修において関係者を集める場合、日当、交通費（必要な場合）及び宿泊費（必要な場合）を支払うことが慣例となっている。本プロジェクトでは、1年目及び2年目に教育省とJICAが実施する下記(5)及び(6)の研修の経費をJICA負担とし、3年目以降に教育省が実施する研修の経費を先方負担とすることとしている。このため、JICA負担の研修費用についても見積書に計上し、日当（首都の場合）1,500円/日、日当（首都以外の場合）1,000円/日、宿泊費（首都の場合）3,000円/泊、宿泊費（首都以外の場合）2,500円/日、交通費500円/往復で計算すること。

### (5) (成果1関連) COGES 活性化モデルの強化と普及

先行案件である「学校運営委員会支援プロジェクト (PACOGES)」フェーズ1及び2にて、全国の公立校にCOGESが設置されたことにより、コミュニティ参加の促進や教育のアクセス向上に貢献した。その一方、学校活動計画の策定と実施には課題があり、その後の現地調査では、COGES活動の停滞が報告されている。そのため本プロジェクトでは、COGESの活性化のため、COGESの民主的な設置と機能化に向けた強化版COGESモデルの策定・普及を行う。その際、アフリカ各地の類似案件の知見を積極的に活用すること。

プロジェクトは、2020/2021学校年度（1年目：11月以降）にはプロジェクト対象2県、2021/2022学校年度（2年目：9月以降）には、残りのプロジェクト対象4県を含めた全プロジェクト対象6県においてCOGESの民主的な設置と機能化のための研修を実施する。2022/2023学校年度以降の学校関係者研修は、先方政府の負担による実施を想定しており、対象規模は全国レベルとなる。

成果1に係る各種研修は、教育省内の中央レベル担当者が講師となり、教育州局・教育県局担当者及びCEBのフォーカルポイント（本件担当官）に対する講師研修の後、講師研修受講者を講師とする学校関係者への研修の実施を想定している。なお、講師研修の講師は原則、教育省職員とするが、必要な場合には限定的に地方行政官（教育州・県局職員等）をリソースパーソンとして招聘可とする。

(ア) 講師研修 (COGESの民主的な設置と機能化)

研修講師：

- ・ 1年目：約5名 (MENAPLN5名) (内訳：市内5名)
- ・ 2年目：約7名 (MENAPLN5名、DREPPNF1名×2州) (内訳：市内6名、市外1名)

研修人数：

- ・ 1年目：約24名 (DREPPNF1名×2州、DPEPPNF3名×2県、CEB担当官1名×16CEB) (内訳：市内12名、市外12名)
- ・ 2年目：約45名 (DPEPPNF3名×4県、CEB担当官1名×33CEB) (内訳：市外45名)

育成期間：4日間程度 (ワガドゥグ市外からの参加者については、4泊5日を想定)

開催場所：ワガドゥグ市

研修内容：

- ・ COGESの目的・概要 (COGESの民主的な設置)
- ・ COGESの民主的設立方法等 (COGESの民主的な設置)
- ・ コミュニティの課題分析、計画策定・実施、財務管理等 (COGESの機能化)

(イ) 学校関係者研修 (COGESの民主的な設置と機能化)

研修講師：

- ・ 1年目：約24名 (DREPPNF1名×2州、DPEPPNF3名×2県、CEB担当官1名×CEB16名) (内訳：州内24名)
- ・ 2年目：約47名 (DREPPNF1名×2州、DPEPPNF3名×4県、CEB担当官1名×CEB33名) (内訳：州内47名)

研修人数：

- ・ 1年目：約2,100名 (2県分) 対象県内の全学校長、地域関係者2名 (各校計3名) ※約700校 (内訳：州内2,100名)
- ・ 2年目：約3,900名 (4県分) 対象県内の全学校長、地域関係者2名 (各校計3名) ※約1,300校 (内訳：州内3,900名)

育成期間：1日間程度

開催場所：各州

研修内容：

- ・ COGESの目的・概要
- ・ COGESの民主的設立方法等

(ウ) 学校関係者研修 (学校活動計画策定)

研修講師：

- ・ 1年目：約24名 (DREPPNF1名×2州、DPEPPNF3名×2県、CEB担当官1名×CEB16名) (内訳：州内24名)
- ・ 2年目：約47名 (DREPPNF1名×2州、DPEPPNF3名×4県、CEB担当官1名×CEB33名) (内訳：州内47名)

研修人数：

- ・ 1年目：約2,100名 (2県分) 対象県内の全学校長、地域関係者2名 (各校計3名) ※約700校 (内訳：州内2,100名)
- ・ 2年目：約3,900名 (4県分) 対象県内の全学校長、地域関係者2名 (各校計3名) ※約1,300校 (内訳：州内3,900名)

育成期間：2日間程度

開催場所：各州

研修内容：

- ・コミュニティの課題分析、計画策定・実施、財務管理等

#### (6) (成果2関連) COGES モニタリング・経験共有の持続的体制の構築と普及

先行案件である「学校運営委員会支援プロジェクト (PACOGES)」フェーズ1及び2にて、教育省内の地方分権化学校運営組織の設立が達成され、コミュンCOGES連絡協議会 (CCC) モデルの開発を試行した。なお、目指すべきCCCの役割とは「COGES間で情報・経験共有ができるような連合体」と「コミュンと学校間の教育開発に係る協議・調整の場」の役割を併せ持つことにある。

一方で、基礎教育管区事務所 (CEB) によるモニタリングやCCC総会の定期的な開催は実施されておらず、依然として持続的な活動状況の把握及びCOGES活動のモニタリング体制には課題が残っている。本プロジェクトでは、全国普及を見据えたCCCモデルの改良、そして改良CCCモデルを活用した持続的なCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に係る体制の構築と普及を行う。その際、アフリカ各地の類似案件の知見を積極的に活用すること。

成果2に係る各種研修は、教育省内の中央レベル担当者が講師となり、教育州局・教育県局担当者及びCEBのフォーカルポイント (本件担当官) に対する講師研修の後、講師研修受講者を講師とする学校関係者への研修の実施を想定している。なお、講師研修の講師は原則、教育省職員とするが、必要な場合には限定的に地方行政官 (教育州・県局職員等) をリソースパーソンとして招聘可とする。

#### (ア) 講師研修

研修講師：

- ・1年目：約5名 (MENAPLN5名) (内訳：市内5名)
- ・2年目：約7名 (MENAPLN5名、DREPPNF1名×2州) (内訳：市内6名、市外1名)

研修人数：

- ・1年目：約24名 (DREPPNF1名×2州、DPEPPNF3名×2県、CEB担当官1名×16CEB) (内訳：市内12名、市外12名)
- ・2年目：約45名 (DPEPPNF3名×4県、CEB担当官1名×33CEB) (内訳：市外45名)

育成期間：3日間程度 (ワガドゥグ市外からの参加者については、3泊4日を想定)

開催場所：ワガドゥグ市

研修内容：

- ・CCCの意義と設立方法
- ・CCCを活用したCOGESモニタリング・経験共有

#### (イ) 学校関係者研修

研修講師：

- ・1年目：約24名 (DREPPNF1名×2州、DPEPPNF3名×2県、CEB担当官1名×CEB16名) (内訳：州内24名)
- ・2年目：約47名 (DREPPNF1名×2州、DPEPPNF3名×4県、CEB担当官1名×CEB33名) (内訳：州内47名)

研修人数：

- ・1年目：約2,100名 (2県分) 対象県内の全学校長、地域関係者2名 (各校計3名) ※約700校 (内訳：州内2,100名)

・ 2年目：約3,900名（4県分）対象県内の全学校長、地域関係者2名（各校計3名）※約1,300校（内訳：州内3,900名）

育成期間：2日間程度

開催場所：各州

研修内容：

- ・ CCCの意義と設立方法
- ・ CCCを活用したCOGESモニタリング・経験共有

なお、「成果1」及び「成果2」の研修対象者が重なるため、対象者が重なる研修を同時期に実施するなど、費用対効果の高い研修実施方法をプロジェクト開始後に検討し、JICAに提案すること（見積書では、「成果1」及び「成果2」の各研修を分けて実施する想定とする）。

#### （7）（成果2関連）CCCモデルの改訂

本プロジェクトの活動の枠組みとして、COGESの活動のモニタリングやCOGESの経験共有には、CCC（コミュンCOGES連絡協議会）の役割が重要である。PACOGESフェーズ2ではCCC事務局を「COGES」「コミュン」「CEB」の三者から均等に選出することで、民主的な組織を目指した。またCCC事務局長をコミュン長からコミュン事務局長に変更することで政治的な影響やコミュン長不在によるCCC活動の停滞を軽減することとした。一方でこれまでの調査から、現場レベルにおけるCCC活動の停滞が依然として報告されており、COGESのイニシアティブに伴って円滑なCCC活動を展開できるよう、引き続きCCCモデルの改訂が必要である。

全国普及を見据えたCCCモデルの改訂、そして改訂CCCモデルを活用した持続的なCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に係る体制構築を行うこと。

#### （8）（成果3関連）質の高い教育を実現する優良事例集

本プロジェクトでの試行活動として、質の高い教育を実現するためのCOGES活動による優良事例を特定し、その効果と普及の可能性についての検証を行う。現在、想定される優良事例のテーマとして、学校給食、女子教育、インクルーシブ教育、学習環境、校内研修支援等が挙げられる。他国の基礎教育プロジェクトでは、各テーマと教育の質の改善との関連性に関するエビデンスが徐々に実証されつつあり、ブルキナファソにおいても各テーマと連携した成果が期待される。本プロジェクトにおいて、教育省及び関係省庁と調整の上、上記テーマ候補を参考に、パイロット校におけるアクションリサーチ活動を通して優良事例を創出した後、実践事例集としてまとめる。なお、グローバルなエビデンス及びアフリカ各国の類似案件などの事例から、現時点で有効と考えられる具体案があれば、プロポーザルで提案すること。

#### （9）（成果3関連）JICA農業プロジェクトとの連携

本プロジェクトでは、学校給食管理及び推進に係るリサーチアクション活動が期待されており、JICA経済開発部の新規技術協力プロジェクト「農業を通じた栄養改善プロジェクト」との連携が想定される。同農業プロジェクトでは、市場を考慮した営農指導や、作物栽培技術支援などによる収入向上を通じ、学校給食への貢献を目指す活動も行う予定である。ブルキナファソにおける学校単位での運営を支援する対象者には、保護者会や母親会（保護者による任意団体）及び、COGES（教育省令に基づく公的機関）が存在している。なお、本教育プロジェクトにおける学校給食の取り組みの支

援対象は、全体的な運営管理を司る「COGES」であり、同農業プロジェクトにおける支援対象は学校菜園に関する取り組みや学校給食の調理などの担当する「保護者会や母親会」と整理されている。

農業プロジェクトは二段階策定方式の実施であり、現段階では詳細な活動は決定されていないため、本教育プロジェクトとの具体的な活動計画は策定されていないが、本教育プロジェクトとの相互連携による両プロジェクトの成果の最大化に向け、農業プロジェクト関係者と連携を深めながら適宜、情報収集及び活動の連携を図ること。

#### (10) (成果4関連) 授業内外で活用可能な算数学習教材

これまでに、JICAブルキナファソ事務所支援のもと教育省主体によるパイロット活動として、ドリル練習帳の活用による授業内外での算数学習活動が計画され、2018年度にはパイロット対象校6校において、教員が通常の授業内で行う補習に加え、COGESの活動計画に位置付けられた地域人材（コミュニティ・ファシリテーター）による授業外の補習が計画された。結果として、実質4ヶ月の間に12～15週間、週4時間の補習活動が実施されたが、コミュニティ・ファシリテーターの動員には至らなかった。本パイロット活動は適切な研修やモニタリングが実施されない中で進められたことから、コミュニティを巻き込んだ教材の活用事例には至らなかった。本プロジェクトでの教材開発にあたっては、C/Pとも教材の活用方法や有効性に関して十分に認識を合わせながら、授業内外で活用可能な算数学習教材として開発すること。

また算数教材開発にあたっては、本邦研修の機会を活用し、学校現場において開発された教材の有効性を検証する。なお、教材の印刷・配布にかかる資金については、教育省の予算を想定しているが、必要に応じJICAや他開発協力機関の資金を検討する。

#### (11) その他の留意事項

##### (ア) 合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC) の開催

(詳細は配布資料 討議議事録 (R/D) 参照)

本プロジェクトの遠隔かつ効果的な運営のため、JCCに相当するCTOSを設置、少なくとも半年に1回程度開催し、必要に応じてプロジェクトに関する重要事項に係る意思決定をする(以下では、便宜上CTOSをJCCと言う)。また、JCCでは、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発現に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。なお、JCCのアジェンダ、発表内容等についてはJICA側と事前に協議すること。

##### (イ) 日本国内の会議及び現地会議

コンサルタントは、JICA本部及びJICAブルキナファソ事務所を結んだ定例会等、本業務に関連した会議(年2～3回を想定)に適宜出席し、会議資料及び議事録を作成・提出する。なお、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項及び方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。また、現地でのC/Pとの協議についても適宜メモランダムを取り交わす等、合意事項を必ず文書で確認することとする。

##### (ウ) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容及びその成果をブルキナファソ及び我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえよう、本プロジェクトの活動や成果を可視化し、効果的な広報に務めること。広報活動の全

体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法を、業務期間中適宜、JICA本部に対し提案すること。また、同プロジェクトに関する既存のウェブサイト（教育省HP：<http://mena.gov.bf/>

Facebook：<https://www.facebook.com/MENAPLN-590896124737929/>）JICAが開設する技術協カウェブサイト（日本語・英語）のコンテンツの中で、活動の進捗状況等を広報すること。また、各種セミナーや国際会議等でプロジェクトの成果発表を勧奨する（JICAが発表を依頼する場合もある）。現時点で想定される広報活動について、プロポーザルにて提案し、見積もりについては別見積りに含めること。

#### （エ）ジェンダー平等の推進

本プロジェクトの実施にあたっては、教育におけるジェンダー平等を推進する活動とすることに留意すること。そのため、活動の計画、実施に先立ち、ジェンダー平等に関する情報の収集・分析を行ったうえで、ジェンダー課題やニーズの特定を行い、活動に反映する。その際、以下の点に留意する。

- ・ ベースラインデータの収集においては、男女別のデータの収集と分析を行い、その結果を活動に反映させること。エンドラインデータの収集・分析の際にも同様に、男女別の分析、評価を行う。データ収集・分析の結果、男女間で異なるニーズや課題が明らかになった場合には、これに対応する活動を計画することとする。
- ・ 本プロジェクト活動において実施する研修やコミュニティへの啓発活動については、現地の状況を踏まえながら、参加者構成や研修開催時間、使用する教材等について、ジェンダー視点に立った（ジェンダーレスポンシブな）内容とする。また、固定的な性役割分担の考えを是正する内容とする。

#### （オ）モニタリング調査に対する協力

コンサルタントは、案件開始時にR/D署名時に合意したPDM、POに基づき現状を確認した上で、変更の必要性についてJICA本部に報告し、JICA本部（人間開発部基礎教育第二チーム）から提供されるフォーマットに基づき、Monitoring Sheet (Ver.1)を作成する。なお、その際、R/D署名時に合意したPDM、POの変更の必要性がないか確認し、変更する必要がある場合にはJICAと協議すること。

JICAは、プロジェクト期間中、6ヵ月に一度の定期モニタリングを予定している。本モニタリングに際して、コンサルタントは業務に関連した資料等を整理・提供し、C/Pと共同してMonitoring Sheetを作成し、JICAブルキナファソ事務所に提出する。また、JICA本部からの運営指導調査等の現地調査が実施される場合、必要な便宜を供与する。（Monitoring Sheetは、6ヵ月に一度の頻度で更新し、JICAからの提供依頼を受けた場合には開示すること。）

#### （カ）他国との経験共有

これまでJICAは、仏語圏アフリカ地域を中心にコミュニティ参加型学校運営改善プロジェクトを実施するなかで、各国での取り組み事例の共有や新たな価値創造を目的とした経験共有セミナーを実施してきた。本プロジェクトの成果について、セミナー等で形成されたネットワークを通じて、他国への

共有に協力し、グローバルな学び合いを促進するように留意する。現時点で効果的な経験共有に関するアイデアがある場合は、同内容をプロポーザルにて提案すること。

## 6. 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない。）。R/D 及び R/D に添付の Plan of Operation (PO) では、Activity レベルの工程が想定されているが、必要に応じてより詳細な Sub-Activity レベルの活動及び工程をプロポーザルに含めて提案すること。

【第1期契約期間：2020年11月～2022年8月】

### 【全体に係る業務】

#### (1) ワークプラン（第1期）の作成

日本国内で入手可能な資料・情報（他国の類似案件を含む）を整理し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法（技術移転の手法、援助協調への取り組み方法、実態（ベースライン）状況の把握方法と調査項目案等を含む）、実施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA本部（人間開発部基礎教育第二チーム）の承認を得た上で、ワークプラン（第1期）として取りまとめる。

#### (2) ワークプラン（第1期）の説明・協議

ワークプラン（第1期）についてC/Pと共有・協議し、ブルキナファソ側と協議しながら最終化を図る。また、ブルキナファソ側との協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

なお、プロジェクト開始後速やかにJCCを開催し、JCCメンバーへ同プラン内容を含むJICA支援概要を説明すること。また、現地でのワークプラン（第1期）の説明・協議を通して、ブルキナファソ側の関係者と役割分担や負担事項等を確認し、最終的な実施体制を確定させることとする。

#### (3) 開発協力機関等とのワークプラン（第1期）の共有

教育セクターの開発協力機関等を対象に、既存の開発協力機関の会合等の機会を活用し、C/Pと共同でワークプラン（第1期）に基づき、JICA支援概要を説明し意見交換を行い、関係者間の共通認識を醸成する。

#### (4) プロジェクト実施体制の整備（関係者の職務、役割分担の明確化）

討議議事録（R/D）の記載事項を前提に、本プロジェクトの実施体制の確認のため、C/Pとともに関係者の職務と役割分担を検討し、関係者間で明確にして文書として取りまとめる。なお、C/P以外の関係者からの理解や積極的な関与を促すため、職務、役割分担をJCCで周知するとともに、教育省から必要な通達等が発出されるよう支援する。

#### (5) プロジェクト実施に必要な機材の調達及び管理

本プロジェクトの実施のために必要な機材（執務用パソコンやプロジェクターなど）を調達し、その後C/Pとともに機材を管理する。なお、JICAブルキナファソ事務所にて調達予定の車両等（プリンターなど）についても、調達後に適

切に管理を行う。

**(6) ベースライン調査の実施、プロジェクト開始時の現状及び課題の把握**

ブルキナファソ教育省、同教育州局・教育県局及び基礎教育管区事務所を含む関係者に対するヒアリング等を行い、COGESの設立及び機能状況に関し、現状・課題を把握する。

また、PDM指標をもとにローカル人材を活用し、本プロジェクトに係るベースライン調査を実施する。同調査後、結果をとりまとめ、ベースライン調査報告書を作成・提出する。サンプル校は60校（介入校30校、非介入校30校）程度とし、調査の具体的な内容はプロポーザルにて提案した上で、費用については別見積に含めること。

**(7) プロジェクト進捗報告書の作成・協議等**

本プロジェクト第1期契約終了時にはC/Pとともにプロジェクト進捗報告書を作成し、合同調整委員会（JCC）等にて関係者と協議し、プロジェクト進捗状況を共有する。

**【成果1に係る業務】COGES活性化モデルが強化され、普及に向けた承認**

成果1に係る主な活動は、(1) COGESの民主的な設置と機能化のためのモデル及び関連文書の策定、(2) COGESの民主的な設置と機能化のためのモデルに係る講師研修の実施、(3) COGESの民主的な設置と機能化のためのモデルに係る学校関係者研修の実施である。

これらを本プロジェクト1年次にプロジェクト対象2県、2年次にプロジェクト対象4県で実施し、3年次以降は教育省予算により他州へ展開するものである。

**(1) 公立小学校レベルでのCOGESの状況に関するベースライン調査の実施（活動1-1）**

対象校のCOGESの設立・運営状況の把握を目的としたベースライン調査を実施する。サンプル数及び調査対象地域については、適切な数量・地域をプロポーザルにて提案すること。ベースライン調査に係る結果については、プロジェクト進捗報告書に結果を記載する。なお、ベースラインデータの収集業務については、ローカル人材の活用（現地再委託）を前提とする。

**(2) COGESの民主的な設置と機能化のためのモデル案と関連文書の提案（活動1-2）**

ブルキナファソ教育省関係者とともに、COGESの民主的な設置と機能化のための研修方法を検討した上で、研修モデルや関連文書（研修マニュアルや研修ツールなど）の策定のためのワークショップを開催する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で5日間程度開催し、参加対象者はCTOS関係者を中心に15名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は1,500円として5日分、また交通費500円を参加対象者15名に対し支払い、宿泊費3,000円を5泊分10名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

**(3) COGESの民主的な設立と機能化に関する講師研修の実施（活動1-3）**

活動1-2で策定された研修モデル案に基づいて、教育省内の中央レベル担当

者が講師となり、教育州局・教育県局担当者及びCEBのフォーカルポイント（本件担当官）に対し、COGESの民主的な設立と機能化に係る講師研修を実施する。なお、講師研修の講師は原則、教育省職員とするが、必要な場合には限定的に地方行政官（教育州・県局職員等）をリソースパーソンとして招聘可とする。

**（４） COGES の民主的な設立と機能化について、学校レベルのアクター研修の実施（活動 1-4）**

活動1-2で策定された研修モデル案に基づいて、教育州局・教育県局担当者及びCEBのフォーカルポイント（本件担当官）が中心講師となり、各校の校長及び地域関係者2名（各校計3名）に対して、COGESの民主的な設立と機能化に係る研修の実施支援を行う。本研修の開催支援（業務調整等）については、ローカル人材の活用（現地再委託）を前提とする。研修実施方針や具体的内容についてはプロポーザルにて提案すること。

**（５） 強化版モデルの実施評価（活動 1-5）**

活動1-3及び1-4の研修を通じて実践された強化版COGES研修モデルの実施に係る評価を行い、C/Pに対して成果・課題を報告する。

**【成果 2に係る業務】 COGESモニタリング・経験共有の持続的体制が構築され、普及に向けた承認**

成果 2に係る主な活動は、（１）機能するCCCを活用したCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に関する実施システム及び関連文書の策定、（２）機能するCCCを活用したCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に関する実施システムに係る講師研修の実施、（３）機能するCCCを活用したCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に関する実施システムに係る学校関係者研修の実施である。

これらを本プロジェクト1年次にプロジェクト対象2県、2年次にプロジェクト対象4県で実施し、3年次以降は教育省予算により他州へ展開するものである。

**（１） 地方行政レベルでの COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有の状況に関するベースライン調査の実施（活動 2-1）**

対象地域のCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有の状況の把握を目的としたベースライン調査を実施する。サンプル数及び調査対象地域については調査内容をもとに、適切な数量・地域をプロポーザルにて提案すること。ベースライン調査に係る結果については、プロジェクト進捗報告書に結果を記載する。なお、ベースラインデータの収集業務については、ローカル人材の活用（現地再委託）を前提とする。

**（２） CCC を活用した COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有に関する実施システム・関連文書の提案の実施（活動 2-2）**

ブルキナファソ教育省関係者ととともに、CCCを活用したCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有のための研修方法（研修内容、研修日数、研修講師、研修受講者等）を検討した上で、実施システムや関連文書（研修マニュアルや研修ツールなど）の策定のためのワークショップを開催する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で5日間程度開催し、参加対象者はCTOS関係者を中心に15名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は1,500

円として5日分、また交通費500円を参加対象者15名に対し支払い、宿泊費3,000円を5泊分10名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

**(3) CCC の設置を通じた COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有に関する講師研修の実施（活動 2-3）**

活動2-2で策定された研修モデル案に基づいて、教育省内の中央レベル担当者が講師となり、教育州局・教育県局担当者及びCEBのフォーカルポイント（本件担当官）に対し、CCCの設置を通じたCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に係る講師研修を実施する。なお、講師研修の講師は原則、教育省職員とするが、必要な場合には限定的に地方行政官（教育州・県局職員等）をリソースパーソンとして招聘可とする。

**(4) CCC の設置を通じた COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有に関する COGES レベルのアクター研修の実施（活動 2-4）**

活動2-2で策定された研修モデル案に基づいて、教育州局・教育県局担当者及びCEBのフォーカルポイント（本件担当官）が中心講師となり、各校の校長及び地域関係者2名（各校計3名）に対して、CCCの設置を通じたCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に係る研修の実施支援を行う。本研修の開催支援（業務調整等）については、ローカル人材の活用（現地再委託）を前提とする。研修実施方針や具体的内容についてはプロポーザルにて提案すること。

**(5) CCC 支援による教育フォーラムの実施（活動 2-5）**

各学校・地域の教育課題に関する現状を共有し、課題解決に向けた行動計画の策定と協議及び、実現可能な誓約の決定を行うため、教育フォーラムを開催する。教育フォーラムの参加対象者は、教育行政関係者、CCC関係者、自治体関係者、州・県庁関係者とし、フォーラムテーマによっては、教員組合、伝統的首長、宗教指導者など各テーマに応じて関係者を参加者に含めることとする。

開催単位は県レベルを想定するが、プロジェクト開始後の活動進捗や分権化の動向等に応じて、フォーラム開催の発展性や効果を踏まえて柔軟に検討することが望ましい。なお、県レベルの開催とする場合は、以下のような参加者が考えられる。

参加人数：464名（6県合計）

参加者内訳：

・1コミュニケーションあたり代表8名（コミュニケーション役場2名、CCC 2名、CEB 3名、予備1名）×49コミュニケーション：392名

・1県あたり代表12名（県庁2名、DPENPNF 5名、DREPPNF 2名、予備3名）×6県：72名

**(6) 開発されたシステムの実施状況を評価（活動 2-6）**

活動2-3、2-4の研修及び活動2-5のフォーラムを通じて開発されたCOGESモニタリング・経験共有システムの実施状況に係る評価を行い、C/Pに対して成果・課題を報告する。

**【成果 3に係る業務】 質の高い教育を実現する優良事例（例：学校給食、女子教育、**

## インクルーシブ教育、学習環境、校内研修支援等)の特定・普及に係る活動

第1期契約期間における成果3に係る主な活動は、(1)学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けた実践例のレビュー、(2)学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けたアクションリサーチ活動の実施のための各種ツールの開発、(3)学校を対象とした優良事例に関するアクションリサーチ活動の実施、である。

### (1) 学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けた実践例のレビュー (活動3-1)

学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けた実践例について、教育省関係者とともにレビューを行い、質の高い教育を実現するための活動テーマ及びツールを設定する。なお、活動テーマとしては、学校給食、女子教育、インクルーシブ教育、学習環境、校内研修支援等が想定される。

### (2) 学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けたアクションリサーチ活動の実施のための各種ツールの開発 (活動3-2)

活動3-1での学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けた実践例のレビューを踏まえ、アクションリサーチ活動を実施するための各種ツールを開発する。

### (3) 学校を対象とした優良事例に関するアクションリサーチ活動の実施 (活動3-3)

パイロット校において、活動3-2で開発した各種ツールを活用して、学校を対象とした優良事例に関するアクションリサーチ活動を実施する。活動対象校についてはC/Pと協議の上で選定することになるが、ワガドゥグ市内で5校程度、ワガドゥグ市外で10校程度を上限とする。また、日本人専門家はワガドゥグ市内の対象校に限り、直接モニタリングを行うこととし、ワガドゥグ市外の本活動支援(業務調整等)についてはC/Pと協議の上、ローカル人材の活用(現地再委託)を前提とする。研修実施方針や具体的内容についてはプロポーザルにて提案すること。

### (4) 開発・強化されたモデルに関する経験共有ワークショップの実施 (活動3-7)

活動3-3で実施したアクションリサーチ活動の経験に基づき、開発・強化されたモデルに関する経験共有ワークショップを実施する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で1日間開催し、参加対象者はCTOS関係者、CEB代表者、CCC代表者、COGES代表者、国際ドナー関係者等とする。その内JICA負担となる参加対象者数は国際ドナー関係者を除く50名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は1,500円として1日分、また交通費500円を参加対象者50名に対し支払い、また前泊分として宿泊費3,000円を30名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

## 【成果4に係る業務】授業内外で活用可能な算数学習教材の作成と承認

第1期契約期間における成果4に係る主な活動は、(1)各種算数学習教材のレビュー、(2)本邦研修を通じて教材の開発、(3)学校における教材に関するアクションリサーチ活動の実施、である。

(1) 各種算数学習教材のレビュー（活動 4-1）

ブルキナファソの算数学習教材の種類や内容について、教育省関係者とともにレビューを行い、教材内容の検討と課題を抽出するためのワークショップを開催する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で5日間程度開催し、参加対象者はCTOS関係者を中心に15名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は1,500円として5日分、また交通費500円を参加対象者15名に対し支払い、宿泊費3,000円を5泊分10名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

(2) 教材開発のためのロードマップの作成（活動 4-2）

活動4-1での算数学習教材に係る内容の検討と課題の抽出結果を踏まえ、本事業で開発する授業内外で活用可能な算数学習教材の作成から承認までのロードマップを策定する。

(3) 本邦研修を通じて教材の開発（活動 4-3）

活動4-2で策定された教材開発のためのロードマップをもとに、ブルキナファソにおける授業内外で活用可能な算数学習の開発及び活用推進のための示唆を獲得し、活動へフィードバックすることを目的として、本契約の枠内で、本邦研修を実施する。なお、研修はプロジェクト内包型とし、研修内容、時期、受け入れ予定期間等についての計画案についてはプロポーザルに記載すること。見積については、定額計上とすること。

(ア) 対象：国民教育識字国語推進省（MENAPLN）：約 10 名

(イ) 期間：4 週間程度

(ウ) 時期：2 月～3 月頃（2021 年度～2023 年度の各年度）

(エ) 目的：授業内外で活用可能な算数学習教材の開発

(オ) 内容：

【講義】算数学習教材の理論、算数学習教材開発における世界の潮流及び日本の経験等

【視察・演習】小学校、民間企業、大学等への視察、教材作成演習

(4) 学校における教材に関するアクションリサーチ活動の実施（活動 4-4）

パイロット校において、活動4-3で開発した教材を活用して、教材に関するアクションリサーチ活動の評価を実施し、C/Pに対して成果・課題を報告する。活動対象校についてはC/Pと協議の上、日本人専門家が直接モニタリング可能なワガドゥグ市内の学校から、5校程度を選定する。

なお、開発された教材はパイロット5校の対象学年の各児童に配布して、アクションリサーチ活動を行うことを想定している。このため、開発された教材の印刷費用についても、見積書に計上し、1冊あたり200円、1校あたり500人児童で計算すること。

【第2期契約期間：2022年9月～2024年10月】

【全体に係る業務】

(1) ワークプラン（第2期）の作成

プロジェクト実施の基本方針・方法（技術移転の手法、援助協調への取り組み）

み方法等を含む)、実施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA本部(人間開発部基礎教育第二チーム)の承認を得た上で、ワークプラン(第2期)として取りまとめる。

**(2) ワークプラン(第2期)の説明・協議**

ワークプラン(第2期)についてC/Pと共有・協議し、ブルキナファソ側と協議しながら最終化を図る。また、ブルキナファソ側との協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

また、プロジェクト終了時には、JCCの機会等を利用して、教育セクター等関係者に対して成果を報告することとし、プロジェクト終了後の持続性についても関係者と十分に議論する。

**(3) 開発協力機関等とのワークプラン(第2期)の共有**

教育セクターの開発協力機関等を対象に、既存の開発協力機関の会合等の機会を活用し、C/Pと共同でワークプラン(第2期)に基づき、JICA支援概要を説明し意見交換を行い、関係者間の共通認識を醸成する。

**(4) プロジェクト実施に必要な機材の調達及び管理**

本プロジェクトの実施のために調達した必要な機材(執務用パソコンやプロジェクトターなど)をC/Pとともに管理する。なお、JICAブルキナファソ事務所にて調達予定の車両等(プリンターなど)についても、調達後に適切に管理を行う。

**(5) エンドライン調査の実施**

プロジェクトの成果を測るため、業務完了報告書提出前にエンドライン調査を実施すること。実施にあたっては、PDMで設定された指標について確認し、同内容について分析を行い、プロジェクト成果としてプロジェクト業務完了報告書に含めることとする。サンプル校は60校(介入校30校、非介入校30校)程度とし、調査の具体的な内容はプロポーザルにて提案した上で、費用については別見積に含めること。

**(6) プロジェクト事業完了報告書の作成・協議等**

本プロジェクト終了に際しては業務完了報告書を作成・協議し、プロジェクト内外の関係者に対して、プロジェクト活動報告や成果共有のためのワークショップ、プロジェクト最終報告会等を開催する。

**(7) プロジェクト終了に向けたマニュアルや機材の引き渡し**

プロジェクト終了に際し、プロジェクト期間中に作成した教材や機材をブルキナファソ側へ確実に引き渡す。著作権については、研修マニュアル等の作成時に引用箇所や写真など著作権・使用許諾等に問題ないことを確認し、プロジェクト終了後もC/Pが、活用方法を含むマニュアル管理を遂行できる体制を整備した上で引き渡しを行う。なお、プロジェクト終了時点で次期フェーズが計画されている場合には、JICA本部及びJICAブルキナファソ事務所と協議の上、教材や機材、著作権の引き渡しについて、ブルキナファソ側と確認・合意すること。

### 【成果1に係る業務】COGES活性化モデルが強化され、普及に向けた承認

成果1に係る主な活動は、(1) COGESの民主的な設置と機能化のためのモデル及び関連文書の策定、(2) COGESの民主的な設置と機能化のためのモデルに係る講師研修の実施、(3) COGESの民主的な設置と機能化のためのモデルに係る学校関係者研修の実施である。

これらを本プロジェクト3年次以降は教育省予算により他州へ展開するものである。

#### (1) COGESの民主的な設立と機能化に関する講師研修の実施(活動1-3)

・【第1期契約期間】【成果1に係る業務】(3)と同様。

#### (2) COGESの民主的な設立と機能化について、学校レベルのアクター研修の実施(活動1-4)

活動1-2で策定された研修モデル案に基づいて、教育州局・教育県局担当者及びCEBのフォーカルポイント(本件担当官)が中心講師となり、各校の校長及び地域関係者2名(各校計3名)に対して、COGESの民主的な設立と機能化に係る研修の実施支援を行う。本研修の開催支援(業務調整等)については、ローカル人材の活用(現地再委託)を前提とする。

#### (3) 機能的なCOGESの強化版モデルの承認ワークショップの実施(活動1-6)

活動1-5の評価結果に基づき、機能的なCOGESの強化版モデルの成果に係る承認ワークショップを実施する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で1日間開催し、参加対象者はCTOS関係者、CEB代表者、CCC代表者、COGES代表者、国際ドナー関係者等とする。その内JICA負担となる参加対象者数は国際ドナー関係者を除く50名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は1,500円として1日分、また交通費500円を参加対象者50名に対し支払い、また前泊分として宿泊費3,000円を30名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

#### (4) COGESの民主的な設立と機能化に関する関連文書の改訂(活動1-7)

活動1-6のワークショップを通じて承認されたモデルに基づき、COGESの民主的な設立と機能化に関連する文書の改訂ワークショップを実施する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で5日間程度開催し、参加対象者はCTOS関係者を中心に15名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は1,500円として5日分、また交通費500円を参加対象者15名に対し支払い、宿泊費3,000円を5泊分10名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

### 【成果2に係る業務】COGESモニタリング・経験共有の持続的体制が構築され、普及に向けた承認

成果2に係る主な活動は、(1) 機能するCCCを活用したCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に関する実施システム及び関連文書の策定、(2) 機能するCCCを活用したCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に関する実施システムに係る講師研修の実施、(3) 機能するCCCを活用したCOGESモニタリング及びCOGES間の経験共有に関する実施システムに係る学校関係者研修の実施である。

これらを本プロジェクト3年次以降は教育省予算により他州へ展開するものである。

(1) CCC の設置を通じた COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有に関する講師研修の実施 (活動 2-3)

・【第 1 期契約期間】【成果 2 に係る業務】(3) と同様。

(2) CCC の設置を通じた COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有に関する COGES レベルのアクター研修の実施 (活動 2-4)

活動 2-2 で策定された研修モデル案に基づいて、教育州局・教育県局担当者及び CEB のフォーカルポイント (本件担当官) が中心講師となり、各校の校長及び地域関係者 2 名 (各校計 3 名) に対して、CCC の設置を通じた COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有に係る研修の実施支援を行う。本研修の開催支援 (業務調整等) については、ローカル人材の活用 (現地再委託) を前提とする。

(3) CCC 支援による教育フォーラムの実施 (活動 2-5)

・【第 1 期契約期間】【成果 2 に係る業務】(5) と同様。

(4) COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有に関するシステムの承認ワークショップの実施 (活動 2-7)

活動 2-6 の評価結果に基づき、COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有システムに係る承認ワークショップを実施する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で 1 日間開催し、参加対象者は CTOS 関係者、CEB 代表者、CCC 代表者、COGES 代表者、国際ドナー関係者等とする。その内 JICA 負担となる参加対象者数は国際ドナー関係者を除く 50 名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は 1,500 円として 1 日分、また交通費 500 円を参加対象者 50 名に対し支払い、また前泊分として宿泊費 3,000 円を 30 名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

(5) CCC 支援による COGES モニタリング及び経験共有に関する各種文書の改訂 (活動 2-8)

活動 2-7 のワークショップを通じて承認されたシステムに基づき、CCC を活用した COGES モニタリング及び COGES 間の経験共有に関する文書の改訂ワークショップを実施する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で 5 日間程度開催し、参加対象者は CTOS 関係者を中心に 15 名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は 1,500 円として 5 日分、また交通費 500 円を参加対象者 15 名に対し支払い、宿泊費 3,000 円を 5 泊分 10 名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

**【成果 3 に係る業務】質の高い教育を実現する優良事例 (例：学校給食、女子教育、インクルーシブ教育、学習環境、校内研修支援等) の特定・普及に係る活動**

第 2 期契約期間における成果 3 に係る主な活動は、(1) 学校を対象とした優良事例に関するアクションリサーチ活動の実施、(2) 優良事例集の作成、(3) 優良事例に関するテレビ及びラジオ番組放送の実施、(4) 開発・強化されたモデルに関する経験共有ワークショップの実施、である。

(1) 学校を対象とした優良事例に関するアクションリサーチ活動の実施 (活動 3-

3)

・【第1期契約期間】【成果3に係る業務】(3)と同様。

(2) 優良事例に関するアクションリサーチ活動の評価(活動3-4)

活動3-3で試行したアクションリサーチ活動の実施結果に基づき、優良事例に関するアクションリサーチ活動の評価を実施し、C/PIに対して成果・課題を報告する。

(3) 優良事例集の作成(活動3-5)

活動3-4の評価結果に基づき、学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けた優良事例集を作成する。

(4) 優良事例に関するテレビ及びラジオ番組放送の実施(活動3-6)

活動3-5で作成された優良事例集に基づき、テレビ及びラジオ番組放送を活用し、優良事例の啓発活動を実施する。

(5) 開発・強化されたモデルに関する経験共有ワークショップの実施(活動3-7)

活動3-5で作成された優良事例集及び活動3-6で実施したテレビ及びラジオ番組放送の経験に基づき、開発・強化されたモデルに関する経験共有ワークショップを実施する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で1日間開催し、参加対象者はCTOS関係者、CEB代表者、CCC代表者、COGES代表者、国際ドナー関係者等とする。その内JICA負担となる参加対象者数は国際ドナー関係者を除く50名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は1,500円として1日分、また交通費500円を参加対象者50名に対し支払い、また前泊分として宿泊費3,000円を30名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

**【成果4に係る業務】授業内外で活用可能な算数学習教材の作成と承認**

第2期契約期間における成果4に係る主な活動は、(1)本邦研修を通じて教材の開発、(2)学校における教材に関するアクションリサーチ活動の実施、(3)普及化のための教材承認ワークショップの開催、である。

(1) 本邦研修を通じて教材の開発(活動4-3)

・【第1期契約期間】【成果4に係る業務】(3)と同様。

(2) 学校における教材に関するアクションリサーチ活動の実施(活動4-4)

・【第1期契約期間】【成果1に係る業務】(4)と同様。

(3) 普及化のための教材承認ワークショップの開催(活動4-5)

活動4-4で試行したアクションリサーチ活動の実施結果に基づき、普及化のための教材承認ワークショップを開催する。

本ワークショップはワガドゥグ市内で1日間開催し、参加対象者はCTOS関係者、CEB代表者、CCC代表者、COGES代表者、国際ドナー関係者等とする。その内JICA負担となる参加対象者数は国際ドナー関係者を除く50名程度とする。なお積算にあたっては、参加者の日当は1,500円として1日分、また交通費500円を参加対

象者50名に対し支払い、また前泊分として宿泊費3,000円を30名に支払うことを想定し、見積書に計上すること。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品を、第1期契約はプロジェクト業務進捗報告書、第2期契約はプロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内会議等に必要な部数は別途用意する。

	レポート名	提出時期	部数
第1期契約 2020年11月 ～ 2022年8月	業務計画書（第1期契約） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10営業日以内	和文：5部
	ワークプラン（第1期契約）	2020年11月中旬	和文：5部 仏文：10部
	プロジェクト業務進捗報告書（第1回）	2021年2月上旬	和文：5部 仏文：10部
	モニタリングシートNo. 1	2021年4月上旬	和文：5部 仏文：10部
	モニタリングシートNo. 2	2021年10月上旬	和文：5部 仏文：10部
	プロジェクト業務進捗報告書（第2回）	2022年2月上旬	和文：5部 仏文：10部
	モニタリングシートNo. 3	2022年4月上旬	和文：5部 仏文：10部
	プロジェクト業務部分完了報告書（第1期契約）	2022年8月上旬	和文：5部 仏文：10部 CD-R：3部
第2期契約 2022年9月 ～ 2024年10月	業務計画書（第2期契約） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10営業日以内	和文：5部
	ワークプラン（第2期契約）	2022年9月下旬	和文：5部 仏文：10部
	プロジェクト業務進捗報告書（第3回）	2022年2月上旬	和文：5部 仏文：10部
	モニタリングシートNo. 4	2023年3月上旬	和文：5部 仏文：10部
	モニタリングシートNo. 5	2023年9月上旬	和文：5部 仏文：10部
	プロジェクト業務進捗報告書（第4回）	2023年2月上旬	和文：5部 仏文：10部

	モニタリングシートNo. 6	2024年3月上旬	和文：5部 仏文：10部
	プロジェクト業務完了報告書	2024年10月上旬	和文：5部 仏文：10部 CD-R：3部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA本部とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワークプラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) P0及び業務フローチャート
- g) 詳細活動計画
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書/プロジェクト業務完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（運営指導調査時の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画(Work Breakdown Structure) 等を活用)
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦ 合同調整委員会議事録等
- ⑧ 全国普及戦略文書
- ⑨ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト業務進捗報告書/プロジェクト業務完了報告書及び完成直後のモニタリングシートに添付して提出することとする。

ア ベースライン・エンドライン調査報告書（学校レベルでのCOGESの状況に関するもの、地方行政レベルでのCOGES間でのモニタリング及び経験共有の状況に関するもの双方）

イ COGESの民主的な設置と機能化のための研修モデルや関連文書

ウ CCC支援によるCOGES間でのモニタリング及び経験共有に関する実施システム・関連文書

エ 学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けたアクションリサーチ活動の実施のための各種ツール

オ 学校とコミュニティ協働による学習環境改善に向けた優良事例集

カ 教材開発のためのロードマップ

キ 授業内外で活用可能な算数学習教材

(3) モニタリングシート

別途JICAが指定する様式に基づき、C/Pを含む関係者ととともにモニタリングシートを作成し、6か月毎に更新を行うとともに、半年毎にJICAへ提出する。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICA本部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA本部に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ WBS

エ 業務フローチャート

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA図書館の提携様式）を提出する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期契約：2020年11月～2022年8月
- ・ 第2期契約：2022年9月～2024年10月

このため、第1期契約の終了時点において、第2期契約の業務内容の変更の有無等についてJICA本部が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- ・ 全体 約82.90M/M
- ・ 第1期契約 約46.90M/M
- ・ 第2期契約 約36.00M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載された格付目安を超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 業務主任者／教育開発1（2号）
- イ コミュニティ参加型学校運営（3号）
- ウ 教育開発2
- エ 研修計画
- オ 算数教材開発（3号）

### 3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) プロジェクトオフィス及び各種設備の提供（インターネット、プリンター等はプロジェクト経費により整備する必要がある）
- (3) ブルキナファソ教育省の中央・地方行政官のモニタリング出張（2021年以降）
- (4) 州及び県でのCOGES経験共有会合の開催（2021年以降）
- (5) 算数学習教材の印刷費（2021年以降）

### 4. 配布資料/貸与資料

#### 【配布資料】

- (1) 詳細計画策定調査 討議議事録 (Minutes of Meetings: M/M)
- (2) 協議議事録 (Record of Discussions : R/D)

#### 【貸与資料（問い合わせ先：[hmgbe@jica.go.jp](mailto:hmgbe@jica.go.jp)）】

- (1) ブルキナファソ国「学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ1」事業完了報告書（2014年3月）

- (2) ブルキナファソ国「学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2」事業完了報告書（2017年12月）
- (3) ブルキナファソ国「地方分権化における教育の質向上へむけたコミュニティ能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（教育セクター分析）」報告書（2020年3月）

## 5. 機材調達

業務上調達した調査用資機材については、受注者が管理を行い、本業務終了時にJICAと協議の上、C/P機関に引き渡すものとJICA事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

本プロジェクトの業務上で必要な機材は現時点では車両及び複合コピー機のみを想定している。当該車両及び燃料費、当該複合コピー機及びメンテナンス代、車両保険等の車両関係費や複合コピー機のメンテナンス代、紙代、インク代等は見積書に計上すること。

## 6. 現地再委託

現地での業務活動の実施にあたり、治安上の理由から首都以外の移動等において日本人専門家の行動範囲が制限されるため、以下の活動において現地リソースの活用（現地再委託）を前提とする。その他の活動においても現地再委託とする場合には、プロポーザルにおいて、その旨を記載すること。

- ・ ベースライン調査及びエンドライン調査におけるデータの収集
- ・ プロジェクトにおける各種研修、ワークショップ及びフォーラム等の開催支援業務（業務調整等）

## 7. C/Pの出張旅費

C/Pの出張旅費は、研修参加や研修後のCOGESの活動状況及び成果・課題把握に関する追跡調査等に係るC/Pの旅費交通費等、プロジェクト活動に係るものは円滑な業務実施の観点からプロジェクト負担とする。このため、本経費については見積書に計上すること。計上の際は、日当（首都の場合）1,500円/日、日当（首都以外の場合）1,000円/日、宿泊費（首都の場合）3,000円/泊、宿泊費（首都以外の場合）2,500円/日、交通費500円/往復で計算すること。

## 8. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、第1年次契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全管理

業務従事者は、業務実施に際して安全対策についても万全を期す必要がある。特に安全対策に関するJICAブルキナファソ事務所からの指示に従うとともに、JICAが設定する安全管理基準を厳守すること。現地の治安状況については、在ブルキナファソ日本大使館やJICAブルキナファソ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、日常的に治安情報の収集に努めること。また、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。JICAブルキナファソ事務所

と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上